

社会福祉法人 幸生会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸生会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事をいい、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者を含む。以下同じ。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 評議員については、報酬を支給しない。
- (2) 常勤役員（当法人においておおむね週3日以上出勤する役員（当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者を除く。）をいう。以下同じ。）については、報酬を支給する。
- (3) 非常勤役員（当法人における常勤役員以外の役員をいう。以下同じ。）については、業務に応じた報酬を支給することとする。

(常勤役員の報酬等算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規程第3条の規定に準ずる額
- (3) 常勤役員が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については当月分を毎月翌月 25 日に支払うものとする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第 4 条に準じた日とする。
- 2 非常勤役員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 6 条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日等の休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 7 条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 8 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 6 月 22 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

(対象者の拡大(評議員)及び規程名の変更)

この規程は、平成 30 年 6 月 27 日から施行し、平成 30 年 6 月 1 日より適用する。

この規定は、平成 31 年 4 月 23 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

別表1（常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 400,000 円
理事	月額 50,000 円

別表2（非常勤役員の報酬）

（1）理事

	日額
理事会への出席	4,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	4,000 円

（2）監事

	日額
監事監査への出席	4,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	4,000 円